平成２８年（フ）第２９２号
群馬県前橋市朝倉町１丁目38番地15
債務者　須田智枝莉（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
群馬県利根郡みなかみ町政所171番地１　タニガワビバレッジ寮Ｆ棟101号
債務者　濱島　和昭
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
群馬県高崎市上大類町1145番地２　レジデンス長井201号
債務者　小山　千草
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６５４号
さいたま市見沼区大字蓮沼246番地　ハイツアクシア101号室
債務者　福島　寿子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７００号
さいたま市見沼区春岡３丁目15番地11　島村方、住民票上の住所埼玉県上尾市大字上1866番地９
債務者　湯本　雄天
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３７号
さいたま市見沼区大字大谷77番地４
債務者　亀山　昭弘
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
埼玉県上尾市上町２丁目６番７号　わたなべマンション202
債務者　山本　茂子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
埼玉県上尾市小泉３丁目33番地８
債務者　千手　孝一
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３７号
埼玉県草加市金明町553番地１　レオネクスト金明105号
債務者　荒堀　彰子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０１号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台４丁目15番地７
債務者　森谷　政彦
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９５号
岐阜県中津川市手賀野169番地の２　雇用促進住宅中津川宿舎１号棟310号室
債務者　代田　敦郎
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第９７号
岐阜県中津川市付知町379番地２
債務者　牧野　由香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第９８号
岐阜県中津川市手賀野258番地
債務者　小木曽明子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４４号
兵庫県丹波市春日町黒井1474番地２
債務者　平井　正樹
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第４５号
兵庫県丹波市春日町黒井1474番地２
債務者　平井　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第７号
北海道帯広市西３条北２丁目３番地11　なないろハウス
債務者　砂土居光夫
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
盛岡市津志田中央３丁目13番52号　第２コーポ藤本５号、旧住所盛岡市永井16地割７番地
債務者　立花　文昌
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部